事務連絡

令和５年２月10日

　各指定障害福祉サービス事業者　様

　各指定障害者支援施設　様

　各指定障害児通所支援事業者　様

　各指定障害児入所施設　様

静岡県福祉長寿局福祉指導課

障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について

　日頃、本県の健康福祉行政に御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

　このたび、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされました。

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第42条においては、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと及び障害者等の人格を尊重し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないことが定められております。

　事業者が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反するものであり、また、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないことです。

　事業者のみなさまにつきましては、日頃から適切な支援に取り組んでいただいているところではありますが、改めて、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めていただくようお願いいたします。

　なお、各事業所において、上記下線の責務規定違反に該当する又は疑われる事案が

ある場合は、静岡県健康福祉部福祉指導課障害指導班に速やかに御報告いただきます

ようお願いします。

担当（電話）：福祉指導課（054-221-3770、3771、3772）